

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ	目 次	
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (乙訓保健所)	417	○都市計画道路事業の施行 (道路建設課)	424	
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 ()	〃	○道路の位置の指定の取消し (乙訓土木事務所)	425	
○遊泳区域の指定 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	418	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃	
公 告		教 育 委 員 会		
○一般競争入札の実施 (入札課)	419	○京都府指定無形文化財の指定等の解除	〃	
○令和5年度職業訓練指導員試験の実施 (人材育成課)	422	公 安 委 員 会		
		○京都府道路交通規則及び自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部を改正する規則	〃	

告 示

京都府告示第350号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた指示措置等
令和2年京都府告示第223号	長岡京市開田一丁目114の一部及び138・139の1合併の一部(次の図に示す部分に限る。)	ベンゼン	地下水の水質の測定

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。)

京都府告示第351号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和2年京都府告示第224号	長岡京市開田一丁目114の一部及び138・139の1合併の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物	該当なし

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。



京都府告示第352号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
野原海水浴場	舞鶴市字野原	次の図のとおり	令和5年7月1日から同年8月20日まで
竜宮浜海水浴場（三浜区）	〃 字三浜	〃	令和5年7月1日から同年8月31日まで
竜宮浜海水浴場（小橋区）	〃 字小橋	〃	〃
神崎海水浴場	〃 字西神崎	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課

2(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	次の図のとおり	令和5年7月15日から同年8月16日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	〃
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	〃
本庄浜海水浴場	与謝郡伊根町字本庄浜	〃	令和5年7月8日から同年8月20日まで

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課

3(1) 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	次の図のとおり	令和5年7月15日から同年8月20日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 網野町掛津	〃	〃

琴引浜掛津海水浴場	京丹後市網野町掛津	次の図のとおり	令和5年7月1日から同年8月20日まで
小浜海水浴場	〃 網野町小浜	〃	令和5年7月15日から同年8月20日まで
浜詰夕日ヶ浦海水浴場	〃 網野町浜詰	〃	〃
高嶋海水浴場	〃 丹後町上野	〃	〃
久僧海水浴場	〃 丹後町久僧	〃	〃
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 丹後町間人	〃	令和5年7月8日から同年8月20日まで
砂方海水浴場	〃 〃	〃	令和5年7月15日から同年8月20日まで
竹野海水浴場	〃 丹後町竹野	〃	令和5年7月8日から同年8月16日まで
中浜海水浴場	〃 丹後町中浜	〃	令和5年7月13日から同年8月21日まで
蒲井浜海水浴場	〃 久美浜町蒲井	〃	令和5年7月15日から同年8月20日まで
箱石浜海水浴場	〃 久美浜町湊宮	〃	〃
小天橋・葛野浜海水浴場	〃 〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
スクールバス（与謝の海支援学校） 1台
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和6年3月22日（金）
- (4) 納入場所
京都府立与謝の海支援学校（与謝郡与謝野町字男山945）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

ファクシミリ番号（075）414-5450

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「車両・船舶類」—小分類「自動車」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年7月13日（木）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年8月17日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年8月18日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年8月17日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年8月18日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「スクールバス（与謝の海支援学校）1台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し

た者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定める

ところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

School bus for Yosanoumi Special Needs Education
School: One vehicle

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday June 30, 2023 to 5:15 PM on Friday July 28, 2023

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday August 17, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday August 18, 2023

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Thursday August 17, 2023

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Friday August 18, 2023

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、令和5年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種
和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	〔学科試験〕 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
和裁科を除く全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定のうち、規則別表第11の2に掲げる職種で、受験する免許職種に応じた検定職種に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令されるなど、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を令和5年9月9日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	令和5年9月2日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	令和5年9月2日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121番地の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）及び郵便切手63円1枚
- イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに掲げる者に該当することを証する書類）
- ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は、提出先への持参又は郵送による。

郵送の際は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。
（提出先）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係

(3) 申請書類の受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（令和5年8月14日（月）付消印有効）

(4) 受験手数料

次に掲げる額を別途交付する納付書により納付の上、京都府納付済証を受験申請書の所定欄に貼り付けること。
学科試験 3,100円

(5) 納付書交付方法

ア 対面による交付

(3)の受付期間中に、京都府商工労働観光部人材育成課（京都府庁第2号館3階）で交付する。

イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を(2)の提出先へ送付すること。

なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験手数料納付書交付依頼」と朱書きすること。

受付は令和5年8月4日（金）までとし、令和5年8月5日（土）以降に到着したものは郵送による交付は行わない。

(ア) 84円分の郵便切手を貼り付け、住所を記載した納付書返送用封筒（長形3号）

(イ) 必要事項を記入した「納付書発行依頼書」

8 合否判定の基準

- (1) 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 学科試験のうち指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

9 合格発表の方法

令和5年9月8日（金）に合格者の受験番号を京都府のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/>）に掲載するとともに、合格者（一部合格者を含む。）宛て通知する。

10 その他

- (1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係において交付する。
- (2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返送用封筒（角型2号）を同封の上、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係に送付すること。
- (3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係（電話075-414-5105）に行うこと。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、認可の告示（令和5年近畿地方整備局告示第114号）があった相楽都市計画道路事業の概要は、次のとおりである。

令和5年6月30日

施行者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画事業の種類及び名称
相楽都市計画道路事業
3・3・22号 山手幹線
- 2 施行者の名称
京都府
- 3 事務所の所在地
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部道路建設課

4 事業地の所在

(1) 取用の部分

相楽郡精華町大字植田小字大塚及び木津川市吐師泉谷地内

(2) 使用の部分

相楽郡精華町精華台7丁目、大字植田小字畑ノ前及び小字大塚並びに大字菅井小字神谷及び小字五味山並びに木津川市木津台1丁目並びに吐師泉谷、山下及び宮ノ前地内



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番 号	指定取消 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延長	道路の 幅員
乙第621号	令 5. 6. 21	京都府乙 訓土木事 務所	長岡京市滝 ノ町一丁目 110、112の 3、113の 2	m 28.3	m 最小 6.0 最大 6.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

綴喜郡井手町大字井手小字東高月2の1、2の3、3の1、3の2、4の1、4の3、5の1、5の3、5の4、6から8まで、9の1、10の2、11の1、15から20まで、21の1、22の1、23の1、24、小字宮ノ前36の1、町有地

（関連区域）

町有地

2 開発許可を受けた者の名称

井手町

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第5号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第31条第7項の規定により、次の京都府指定無形文化財の指定及び京都府指定無形文化財の保持者の認定は、令和5年3月31日付けで解除された。

令和5年6月30日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

名 称	保持者名	指 定 告 示
鑄込み硝子	石田 亘	平成21年京都府教育委員会告示第1号

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則及び自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

京都府公安委員会

委員長 森 田 雅 之

京都府公安委員会規則第12号

京都府道路交通規則及び自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部を改正する規則

（京都府道路交通規則の一部改正）

第1条 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第3号中「または原動機付自転車（以下）」を「又は一般原動機付自転車（以下この号において）」に、「前項」を「前号」に改め、同号ア中「以下」の右に「この条において」を加え、同号イ中「かかる」を「係る」に改め、同号ウ中「こえない」を「超えない」に改め、同号エ中「見易い」を「見やすい」に、「つける」を「付ける」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「限りではない」を「限りでない」に改め、同条第1号中「だし」を「山車」に、「または」を「又は」に改め、同条第2号及び第4号中「または」を「又は」に改め、同条第5号中「行なう」を「行う」に改め、同条第6号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第7号中「もつばら」を「専ら」に、「ひく」を「引く」に改め、同条第8号中「または」を「又は」に改め、同条第9号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第23条中「又は」を「若しくは」に、「自転車運転者講習（同項第15号）」を「特定小型原動機付自転車運転者講習（同項第15号に規定する講習をいう。以下同じ。）」、「自転車運転者講習（同項第16号）」に、「特定任意講習」を「又は特定任意講習」に改める。

第23条の4中第20項を第21項とし、同条第19項中「別記様式第18号の12の3」を「別記様式第18号の12の4」に改め、同条中同項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 特定小型原動機付自転車運転者講習を受けようとする者は、別記様式第18号の12の3の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第18号の2中「原付」を「一般原付」に改める。

別記様式第18号の12の3中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第18号の12の4とし、別記様式第18号の12の2の次に次の1様式を加える。

様式第18号の12の3（第23条の4関係）

京都府公安委員会 殿	年 月 日
住 所 氏 名	
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書	
道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を申請します。	
受 講 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
受 講 場 所	
講 習 手 数 料 (円)	

別記様式第26号の2中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

(自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部改正)

第2条 自動車等の運転者等に対する講習等実施規則(昭和61年京都府公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第9章の3 違反者講習(第62条の7—第62条の12) 第9章の4 自転車運転者講習(第62条の13—第62条の17)」を 「第9章の3 違反者講習(第62条の7 第9章の4 特定小型原動機付自転車 第9章の5 自転車運転者講習(第62

—第62条の12)

運転者講習(第62条の12の2—第62条の12の9) に改める。

条の13—第62条の19) 」

第7条に次のただし書を加える。

ただし、対面による講習と同等の内容で実施することが可能な状況であれば、オンラインにより実施することができるものとする。

第41条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第62条の4第2項中「12人以内」を「講習効果の上がるような適正な人数」に改める。

第62条の13に次のただし書を加える。

ただし、対面による講習の実施が著しく困難な状況と認められる場合等において、受講者個々の適性に即した内容で実施することが可能な状況であれば、オンラインにより実施することができるものとする。

第62条の16中「別表第9の4」を「別表第9の5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(受講命令書の交付)

第62条の16の2 施行規則第38条の4の4第2項に規定する自転車運転者講習受講命令書の交付に当たっては、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第21の5)を被命令者から徴するものとする。

第62条の17第1項中「別記様式第21の4」を「別記様式第21の5の2」に改め、同条第2項中「別記様式第21の5」を「別記様式第21の5の3」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(他の都道府県公安委員会に対する受講命令の決定の通知等)

第62条の18 被命令者の住所地が京都府以外である場合は、当該被命令者の住所地を管轄する公安委員会に対して、自転車命令通知書(別記様式第21の5の4)により、受講命令を決定した旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、被命令者が京都府公安委員会が実施する講習の受講を希望しているときを除き、前項の通知に併せて、自転車運転者講習受講命令書の交付を依頼することができるものとする。

(他の公安委員会から受講命令書の交付を依頼された場合の措置)

第62条の19 被命令者が京都府内に住所を有していることを理由に他の都道府県公安委員会から自転車運転者講習受講命令書の交付を依頼された場合において、自転車運転者講習受講命令書を交付したときは、自転車命令執行通知書(別記様式第21の5の5)に自転車運転者講習受講命令書受領書等の自転車運転者講習受講命令書交付時の状況分かる資料を添付して、遅滞なく、依頼元の公安委員会に送付するものとする。

2 被命令者の所在が不明である等の理由により、自転車運転者講習受講命令書の交付ができない場合は、当該自転車運転者講習受講命令書を自転車命令書返送書(別記様式第21の5の6)に添付して返送するものとする。

第9章の4を第9章の5とし、第9章の3の次に次の1章を加える。

第9章の4 特定小型原動機付自転車運転者講習

(講習場所)

第62条の12の2 特定小型原動機付自転車運転者講習(以下この章において「講習」という。)を実施する場所は、京都府警察本部又は講習の実施に適当なその他の場所とする。ただし、対面による講習の実施が著しく困難な状況と認められる場合等において、受講者個々の適性に即した内容で実施することが可能な状況であれば、オンラインにより実施することができるものとする。

(講習の実施体制)

第62条の12の3 公安委員会は、講習を効果的に実施するため、交通警察に従事する警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員であつて、交通安全教育の実務経験が豊富であるものを講師として置くものとする。

(講習時間及び人員)

第62条の12の4 講習時間は3時間とし、講師1人当たりの受講人員は、原則として3人以内とする。

(講習内容)

第62条の12の5 講習は別表第9の4に掲げる「特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目及び講習時間に関する基準」により、講習計画及び教案を作成し、これに基づいて行うものとする。

(受講命令書の交付)

第62条の12の6 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4の4第1項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付に当たっては、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第21の4）を被命令者から徴するものとする。

（講習修了証書の交付）

第62条の12の7 公安委員会は、受講者から講習を終了した旨を証する書面の交付の求めがあつたときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第21の4の2）を交付するものとする。

2 公安委員会は、受講者から特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の亡失、滅失、棄損等を理由として再交付の求めがあつたときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第21の4の3）により申請させ、再交付の手続を行うものとする。

（他の都道府県公安委員会に対する受講命令の決定の通知等）

第62条の12の8 被命令者の住所地が京都府以外である場合は、当該被命令者の住所地を管轄する公安委員会に対して、特定小型原動機付自転車命令通知書（別記様式第21の4の4）により、受講命令を決定した旨の通知を行うものとする。

2 前項の場合において、被命令者が京都府公安委員会が実施する講習の受講を希望しているときを除き、同項の通知に併せて、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付を依頼することができるものとする。

（他の公安委員会から受講命令書の交付を依頼された場合の措置）

第62条の12の9 被命令者が京都府内に住所地を有していることを理由に他の都道府県公安委員会から特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付を依頼された場合において、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を交付したときは、特定小型原動機付自転車命令執行通知書（別記様式第21の4の5）に特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書等の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書交付時の状況が分かる資料を添付して、遅滞なく、依頼元の公安委員会に送付するものとする。

2 被命令者の所在が不明である等の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付ができない場合は、当該特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を特定小型原動機付自転車命令書返送書（別記様式第21の4の6）に添付して返送するものとする。

別表第9の4の5の項中「運転ルール」を「運転ルール等」に改め、同表を別表第9の5とし、別表第9の3の次に次の1表を加える。

別表第9の4（第62条の12の5関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習の講習科目及び講習時間に関する基準

講 習 科 目	講 習 時 間
1 事前説明及び交通ルール等に係る理解度チェック	25分
2 被害者、被害者の遺族等の声	15分
3 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験（又は説明）	20分
4 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任	15分
5 特定小型原動機付自転車の運転ルール等	20分
6 危険行為に関する学習	40分
7 交通ルール等に係る理解度の再チェック	10分
8 講習の総括	35分
講 習 時 間 合 計	180分

別記様式第21の5を別記様式第21の5の3とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第21の5の4（第62条の18関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知します。

記

住 所	
フリガナ	
氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付済み ・ 未交付 貴公安委員会への命令執行依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ あり ・ なし 自転車運転者講習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当公安委員会 ・ 貴公安委員会
備 考	

様式第21の5の5（第62条の19関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあつた受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知します。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 年 月 日	年 月 日 (受講の期間 年 月 日～ 年 月 日)
備 考	

様式第21の5の6（第62条の19関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあつた下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送します。

記

フリガナ	
氏 名	(年 月 日生)
備 考	

別記様式第21の4中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を別記様式第21の5の2とし、別記様式第21の3の次に次の7様式を加える。

様式第21の4（第62条の12の6関係）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

住所

連絡先

氏名

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

記

場 所	
日 時	午前 年 月 日 時 分から 午後

様式第21の4の2（第62条の12の7関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

京都府公安委員会 印

様式第21の4の3（第62条の12の7関係）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

年 月 日生

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

私は、 年 月 日に において特定小型原動機付自転車運転者講習を受
講しましたが、下記の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

様式第21の4の4（第62条の12の8関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

特定小型原動機付自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知します。

記

住 所	
フリガナ	
氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{ 交付済み} \\ \cdot \text{ 未交付} \end{array} \right)$ 貴公安委員会への命令執行依頼 $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{ あり} \\ \cdot \text{ なし} \end{array} \right)$ 特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施 $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{ 当公安委員会} \\ \cdot \text{ 貴公安委員会} \end{array} \right)$
備 考	

様式第21の4の5（第62条の12の9関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあつた受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知します。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 年 月 日	年 月 日 (受講の期間 年 月 日～ 年 月 日)
備 考	

様式第21の4の6（第62条の12の9関係）

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあつた下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送します。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	(Blank space for notes)

様式第21の5（第62条の16の2関係）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

住所
連絡先
氏名

自転車運転者講習受講命令書受領書

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

記

場 所	
日 時	午前 年 月 日 時 分から 午後

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。